

平成29年洞爺湖町教育委員会第3回定例会会議録

日 時	平成29年7月26日（水） 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教育長 遠藤秀男 委員 岩原義美 委員 吉田 聡 委員 来栖由喜 委員 岡本里佳
欠席委員	
説明員	教育次長 天野英樹 社会教育課長 永井宗雄 社会教育課主幹 角田隆志
会議録調整者	管理課主幹 佐藤 融
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。（13:30）
日程第2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 5/20 洞爺中学校運動会（同校グラウンド） 5/21 洞爺湖マラソン 5/24 洞爺湖町教育支援委員会・特別支援教育連携協議会 （役場会議室） 5/26 教科書利用第10採択地区教育委員会協議会 （室蘭市文化センター） 胆振管内コンプライアンス確立会議（同上） 胆振管内女性教職員活躍推進会議（同上） 胆振管内教育委員会連絡協議会総会 （同上 岩原委員出席） 5/30 虻田中学校体育祭（同校グラウンド） ウイメンズネットワーク洞爺湖総会（文化交流会館）

<p>日程第4</p> <p>【報告事項】</p> <p>・報告第12号</p>	<p>6 / 1 洞爺湖町体育協会総会（ふれ合いセンター 永井課長代理）</p> <p>6 / 3 洞爺湖温泉小学校・桜ヶ丘保育所運動会（同校グラウンド）</p> <p>6 / 6 洞爺湖町少年の主張大会（ふれ合いセンター） 洞爺湖町文化団体協議会総会（文化交流会館）</p> <p>6 / 8 定例校長会（役場会議室）</p> <p>6 / 15～16 町議会6月会議（議場）</p> <p>6 / 17 虻田小学校運動会（同校グラウンド） とうや小学校・洞爺保育所運動会（同校グラウンド）</p> <p>6 / 20 スポーツ推進委員懇談会（ニュー洞爺湖）</p> <p>6 / 22 定例教頭会（役場会議室）</p> <p>6 / 25 洞爺産業まつり（水の駅付近湖畔）</p> <p>6 / 27 洞爺湖町学校保健会議（健康福祉センター）</p> <p>6 / 28 洞爺地区学校運営協議会（洞爺中学校）</p> <p>7 / 2 胆振管内軽スポーツフェスタ・ウォークラリー (役場～歴史公園)</p> <p>7 / 5 定例校長会（役場会議室） 虻田馬頭観世音碑保存協賛会総会（歴史公園）</p> <p>7 / 11 北海道町村教育委員研修会（札幌市教育文化会館）</p> <p>7 / 15 虻田高等学校学校祭</p> <p>7 / 16 レークスポーツフェスティバル（洞爺地区湖畔）</p> <p>7 / 17 とうや湖縄文まつり（入江貝塚公園）</p> <p>7 / 18～20 北海道縄文のまち連絡会総会（遠軽町）</p> <p>7 / 18 洞爺給食センター運営委員会 (いきがい交流センター 天野次長代理)</p> <p>7 / 19 虻田給食センター運営委員会（役場会議室 天野次長代理） 洞爺湖町中学生親善訪問使節団結団式 (役場会議室 天野次長代理)</p> <p>7 / 20 教科書利用第10採択地区教育委員会協議会 (むろらん広域センター 天野次長代理)</p> <p>7 / 21 公立高等学校配置計画地域別検討協議会 (むろらん広域センター 天野次長代理)</p> <p>7 / 24 世界ジオパーク再認定審査歓迎セレモニー（役場会議室）</p> <p>7 / 25 定例教頭会（役場会議室）</p> <p>遠藤教育長 続きまして、日程第4、報告事項に入ります。 報告第12号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成29年6月会議提出補正予算（第1号））について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>天野教育次長 3ページでございます。報告第12号、臨時代理の報告について（洞爺湖</p>
--	---

町議会平成29年6月会議提出補正予算について)、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号)第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。4ページでございます。4ページは町長から教育長宛の補正に対する意見を求める文書。それから、5ページは、それに対する異議ない旨の回答の文書でございます。実際の補正でございます。7ページでございます。少し小さくて申し訳ございません。7ページで説明をいたします。歳出のみでございます。左と右とで繋がっています。3款、民生費、5項、保育所費、2目、常設保育所費では208万9千円の増額補正をしているものでございます。右側でございます。4節の共済費でございます。社会保険料等ということでございますが、これにつきましては、厚生年金保険法及び健康保険法の改正により、平成29年4月1日から一定の要件を満たす職員に社会保険の適用が拡大することに伴う社会保険料の増で、一定の要件というのが3点ございまして、1点目は1週間の勤務時間が20時間以上である者。2点目が賃金月額8万8千円以上である者。それから、3点目、雇用期間が1年以上の者と。この3つの要件全てクリアした者については、社会保険に加入しなさいという法律の改正がございまして、保育所費につきましては11名分の増です。所要経費の補正をさせていただいたものでございます。続きまして、10款、教育費でございます。1項、教育総務費、2目、事務局費では317万4千円の増額補正でございます。これは積立金でございます。育英資金の積立金ということで、ふるさと納税寄附金で入ってきた育英資金の基金積立金でございます。なお、これにつきましては、返礼品に要する金額を除いてございますので、317万4千円の積み立てとなっているものでございます。続きまして、3目、諸費でございますが、147万3千円の増額補正でございます。これにつきましては、4節、共済費でございます。先ほど保育所費で説明した、パート等の社会保険料。介護員8名が新たに社会保険に加入するということで、その社会保険料の増額補正でございます。続きまして、2項、小学校費、1目、小学校管理費で418万6千円の増額補正でございます。11節、需用費では88万6千円の増で、これは修繕料でございます。4月18日の暴風雨による虻田小学校の屋根3ヶ所の板金修繕でございますが、この修繕で88万6千円。それから、15節、工事請負費で330万円の補正でございます。これにつきましては、虻田小学校のフェンス補修工事ということで、旧花和小学校からフェンス及びバックネットを虻田小学校に移設して、相当、虻田小学校のものが古くなっているということで、これを持ってきて修繕をしたいというものでございます。フェンスにつきましては、高さが3メートル。長さ60メートル。それから、バックネットは高さ5メートルで長さ16メートルでございます。今、虻田小学校にある物よりはるかにいいものですから、こちらに移設するということです。それで、フェンスのネットにつきましては、新しく張り替えるということで、支柱と基礎含めまして枠のみこちらに持ってくる

ということにすると。それで、フェンスにつきましては、校門の両側30メートルずつ、つけるということにしているものでございます。現況ですが、門の左側はフェンスがございません。ここから少し見えるのですが、フェンスがなく危ないので設置してほしいという要望がありました。門の右側はあるのですが、高さ1.2メートル、長さ30メートルあるのですが、古くてかなり傾きもあるので、そちら側も30メートルということで、両側30メートルずつ設置するというので、夏休み中にやりたいということで、既に発注済みというものでございます。続きまして、3項、中学校費、1目、中学校管理費でございます。196万7千円の増額補正でございます。需用費修繕料でございます。これにつきましては、虻田中学校の4月18日暴風による修繕ということで、非常口の床、漏水に係る修繕、各所床の修繕費。それから、その他、女子トイレの修繕2ヶ所ということで、ドアを引き戸に修繕、トイレの中にシャワー等設置するというのでございます。これにつきましては、肢体不自由児が4月から入りまして、トイレが引戸でないと入りづらい。その他、保護者と学校と協議いたしまして、ある程度改修をして使いやすい形にしたいということで、このように補正をさせていただいたというものでございます。管理課所管は以上です。続きまして、社会教育課です。

永井課長

8ページです。1目、社会教育総務費でございます。153万1千円の増額でございます。4節、共済費22万9千円。それと、7節の賃金130万2千円につきましては、社会教育課職員の育児休業等に伴います事務補助員の賃金と共済費でございます。3目、社会教育施設費につきましては、386万5千円の増額。4節、共済費117万1千円のうち、80万6千円につきましては、社会保険制度改正に伴います学童保育の支援員の共済費80万6千円でございます。それと、その残りの36万5千円と7節、賃金につきましては、説明欄にあります、3 洞爺総合センター管理事業（社会教育課）とありますが、この部分は総合支所の庶務課の所管でございますので、社会教育課を庶務課に変更させていただきたいと思っております。この部分につきましては、庶務課扱いなので説明は省略させていただきます。11節、需用費63万6千円につきましては、修繕費の補正でございます。4月18日に発生いたしました暴風被害を受けまして、虻田地区の母と子の館駐車場の照明器具の修繕費となっております。続きまして、5項、保健体育費、2目、体育施設費につきましては、35万9千円の増額でございます。4節、共済費につきましては、社会保険制度改正に伴います虻田体育館管理の臨時職員の共済費でございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、事務局から説明がありました。皆様から質疑をお受けしたいと思っております。何かございますでしょうか。

« 「ありません」という人あり »

それでは、報告第12号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成2

9年度6月会議提出補正予算（第1号））について、承認することとしてよろしいでしょうか。

≪「はい」という人あり≫

ありがとうございます。承認いたします。

続きまして、報告第13号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

天野教育次長

9ページでございます。報告第13号でございます。管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をするものでございます。1つ目でございます。寄附についてでございます。このたび、次の方より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。食材の寄附でございます。洞爺湖町学校給食センターへ。有珠郡壮瞥町字仲洞爺123番地、洞爺湖漁業協同組合様より、ワカサギ48kgの寄贈をいただいたものでございます。これにつきましては、虻田地区では、6月9日にカレー塩をまぶしたから揚げを給食で提供。それから、洞爺地区につきましては、6月8日と6月9日、2日続けて提供してございます。6月8日については、マリネにして提供。6月9日はチリソースで提供をしたところでございます。続きまして、2つ目でございます。学校環境整備についてでございます。次の事業所から学校環境整備の申し出があり、実施していただいたところでございます。伊達市元町71番地21、北紘建設株式会社、代表取締役笹山智市氏でございます。環境整備の箇所及び内容でございます。整備箇所は虻田小学校体育館裏手の空きスペース約400平方メートル。整備内容については、砂利を敷き詰め駐車場として整備及び排水工事一式の工事を行っていただいたところでございます。3つ目でございます。洞爺湖町立学校運営協議会の設置についてでございます。学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、必要な支援などに関して協議する機関として、とうや小学校及び洞爺中学校に学校運営協議会を設置し、次の方々に6月28日付けをもって委員に任命したところでございます。第1回目の会議を合同により同日開催し、会議では、講師を招いての先進事例研修。これは壮瞥から課長補佐さんに来ていただいて、壮瞥町は先行で実施しておりますので、その事例をお話していただきました。それから、学校評価計画、学校の状況についての説明。その後、それぞれの運営協議会の会長及び副会長の互選に続き、平成29年度活動方針を協議し、地域・家庭・学校が連携・協働し、洞爺の子どもたちの学びの充実につながる活動の推進として、両運営協議会の共通の方針として活動していくことに決定したところでございます。なお、それぞれの運営協議会の委員の名簿を小学校、中学校、それぞれ、載せてございます。とうや小学校につきましては、10名でございます。会長は菊地哲也氏、副会長に渡邊紀子氏。洞爺中学校につきましては、11名ということで、会長に毛利納氏、副会長に大畑浩司氏になってございます。なお、任期につきましては、平成29年6月2

8日から平成31年6月27日までの2年間になっているものでございます。続きまして、4つ目でございます。洞爺湖町学校給食運営委員会（虻田・洞爺）委員の補充についてでございます。洞爺湖町学校給食運営委員会（虻田給食センター・洞爺給食センター）委員に異動等に伴う欠員が生じたため、次の方々へ委嘱いたしました。11ページでございます。虻田給食センターについては4名の方。それから、洞爺給食センターについては2名の方ということで、それぞれ、新たに委嘱をさせていただきました。委嘱期間につきましては、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの1年間。前任者の残任期間ということで委嘱をさせていただきました。5つ目でございます。姉妹都市との中学生交流日程についてでございます。姉妹都市箱根町との中学生交流事業日程を次のとおり報告するものでございます。12ページでございます。まず、訪問につきましては、明日27日から土曜日29日までの3日間。これにつきましては、洞爺中学校の大年校長先生を団長として、子どもたちの引率をしていただきます。今年で49回目ということでございます。明日朝、役場で7時から出発式を行い7時15分に出発して、土曜日18時半頃に到着ということで交流をしていただくことになってございます。13ページでございます。こちらにつきましては、箱根町からの訪問団の受入れということで来週でございます。8月1日火曜日お昼1時頃、こちらに到着しまして、帰りが8月3日の木曜日ということで例年とあまり変わりませんが、こちらで研修を積んで交流を図ってもらう日程になってございます。受入れにつきましては、今回で51回目になっているものでございます。管理課所管については以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、事務局から説明がございました。質疑をお受けしたいと思っております。ございますでしょうか。よろしいですか。

吉田委員

学校運営協議会についてなのですが、今後ともこれは原則としては合同でという予定なのでしょうか。小・中学校。

天野教育次長

今までも、学校評議委員会等、一緒にやっていたらいいです。そういう今までも同じように小・中学校の情報を共有しながら会議が一つになっていたということも踏まえて、同じ方がスムーズに行くのではないかとということで、学校と協議いたしまして、こういう形にしたと。多分、2回目以降も合同でやっていくような形になるのかなと。

吉田委員

小・中学校のメンバーを拝見すると、大西さんが両方でダブって入っているのですが、何か特別こう。

天野教育次長

特別というか、今までも両方に入っておりました。なお、主任児童委員ということで両方にかかわりますので、教育委員会が認める者ということで、

私ども教育委員会の意思として両方に入らせていただいているということでございます。

遠藤教育長

両学校とも一緒にやっていく方がスムーズに運ぶという考えがありましたので、それを尊重していきたいなど。ただ、私どもの指定というのは、それぞれの学校になっておりますが、法律もそういう活動を一緒になってやっていくのは問題ないというふうになってございますので、そういう方向で考えているところでございます。

その他ございますでしょうか。

« 「ありません」という人あり »

それでは、報告第13号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について報告のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

承認といたします。

続きまして、報告第14号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局説明をお願いいたします。

永井課長

報告第14号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をするものでございます。まず、1つ目でございますが、洞爺湖町少年の主張大会の開催について。6月6日虻田ふれ合いセンターにおきまして、洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会主催の「洞爺湖町少年の主張大会」が開催されました。町内2つの中学校から選抜されました6名がそれぞれ定めたテーマで、堂々と自分の意見を発表されておりました。会場には社会教育事業の「いきいき学園」の皆さんを含む約40名の方々が訪れ、中学生の主張に聞き入っておりました。最優秀賞に輝いたのは、洞爺中学校3年生の石井陽君でございます。「ふるさとを誇りに思うために」をテーマに地域で収穫されたジャガイモのPRを通して、人を笑顔にできる作物がある自分の町を誇りに思い、ふるさとを思う気持ちを大切にしていきたいという内容で発表をしたものでございます。なお、この後、石井君は、7月10日の胆振地区大会に洞爺湖町代表として出場して、第2順位であります優秀賞を受賞されております。2つ目でございます。洞爺湖町社会教育委員の補充について。社会教育委員の異動等に伴い1名の欠員が生じたため、次の方を洞爺湖町社会教育委員に委嘱をいたしました。推薦団体につきましては、洞爺湖町PTA連合会田仁孝志さんから阿部博之さんに新委員に委嘱しております。委嘱期間については、平成29年6月1日から平成30年3月31日となっております。3つ目、第9回とうや湖縄文まつりの開催についてでございます。今年、第9回目となります縄文まつりが7月17日、実行委員会の主催によりまして、入江貝塚公園を会場に開催されました。虻田小学校太鼓少年団によりまして勇壮な太鼓演奏で開幕を飾り、恒例の火起こし体験をはじめ、鹿の角でアクセサリー、あるいは、耳飾りをつくるなどのコーナーも盛況で、

途中、降雨による一時中断もありましたが、昨年同様に約260名の方々のご来場をいただきました。開催にあたりましては、アプタフレナイの会、入江4区、本町6区自治会、とうや湖レクリエーションクラブ、虻田郷土研究会の皆さんをはじめ、多くの方々のご協力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。今回の縄文まつりの開催は、北海道・北東北の縄文遺跡群を構成します入江・高砂貝塚のPRと共に世界遺産登録を目指す気運を高める効果も伴い、今後とも、町民の皆さまに縄文文化に対する関心を更に深めていただけるよう取り組んでまいります。4つ目でございます。ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアーについてでございます。香川県三豊市との友好都市提携によります小学生の交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー」につきましては、今年24回目を迎えたところでございます。今週、7月28日から31日までの4日間、三豊市から児童23名、引率3名による訪問団が洞爺湖町を訪れます。期間中の体験交流につきましては、裏面のとおりとなっております。なお、洞爺湖町からは、11月17日から20日までの日程で児童18名が三豊市へ訪問する予定となっております。以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、事務局から説明がございました。質疑をお受けしたいと思っております。ございますでしょうか。

◀「ありません」という人あり▶

それでは報告第14号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、報告のとおり承認することよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

承認いたします。

続きまして、報告第15号、各種警報発表に伴う休校等対応について、事務局説明をお願いいたします。

天野教育次長

17ページでございます。報告第15号、各種警報発表に伴う休校等対応について、次のとおりとしたので報告するものでございます。各種警報発表に伴う休校等対応について。各種警報発表に伴う休校等の対応について、平成29年7月5日以後は、次のとおりとするということで、7月の校長会で説明。また、昨日も教頭会がございましたが、説明をして7月5日に通知を各小・中学校にしたところでございます。従前については、各種警報が発表されたときには休校等については、各小・中学校の判断により任せてございましたが、地域の事情があるということではあったのですが、近年の集中豪雨、地域的なものによって、学校の判断だけでは判断しきれない部分があると。また、教育委員会としても判断して、その状況によっては一斉休校等の判断を要するというような近年の警報関係の状況が変わってきたということで、一定の基準を設けた方がお互いにいいだろうということで、新たに基準を設けて今後やりたいということで、通知をしたところです。その内容でござ

ございますが、対象校は洞爺湖町立学校ということで、町内小中学校5校ということでございます。警報発令の対象となる地域ということで、洞爺湖町が含まれる北海道地方、胆振地方、胆振西部に対して発令された警報。「3 登校時の対応」ということで、まず、大雨警報・洪水警報・大雪警報については、ここについては、学校判断に「休校」と「登校時間繰上げ」等の措置を行うことができると。これは従前どおりということで、これはそのまま。学校立地や地域状況に影響が異なるためということで、ここは今までどおりとすると。2つ目で一つでも発令中ということで、暴風警報・暴風雪警報・特別警報。この特別警報は大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪と。この一つでも発令された場合は午前6時時点で発令継続中の場合は「一斉休校」とすると。警報発令が解除された場合でも、学校施設周辺地域に被害があり、登校すべきでないという学校が判断する場合は休校することができる。原則は休校ですが、その状況により判断するというような形をとった。それから、第4として登校後に警報が発令された場合の対応ということで、登校後に各種警報が発令された場合は、各学校や地域の状況に応じて下校時間を変更するなど学校と教育委員会が協議して適切な措置を講ずるということで、3つに分けてこういう形で今後対応するというところでございます。なお、4月18日の暴風雨があったときは、本来、従前は学校に任せると言っていたのですが、学テも中止になりましたが、あの時は、状況が危ないということで教育委員会判断で一斉休校にしたということもありました。そのようなことで、こういう定めを作ったというものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

今、新たな対応ということで説明がありました。皆様の方からのご質問をお受けしたいと思えます。何かございますでしょうか。

吉田委員

各家庭の連絡。連絡方法というのは、それは各学校ですか。

天野教育次長

マ・メール等今もう連絡網が出来ています。

遠藤教育長

よろしいですか。

◀「ありません」という人あり▶

それでは、報告第15号、各種警報発表に伴う休校等対応について、報告のとおり承認することよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

承認いたします。

続きまして、報告第16号、平成28年度洞爺湖町学校給食会計決算について、事務局説明をお願いいたします。

天野教育次長

18ページでございます。報告第16号、平成29年度第1回洞爺湖町学校給食運営委員会を開催し、平成28年度洞爺湖町学校給食会計決算につい

て承認されたので、次のとおり報告をするものでございます。「1 給食会計収支決算」についてでございます。(1) 収入状況でございます。虻田給食センター。収入合計、調定額2, 521万9千円に対しまして、収入額同額で2, 521万9千円ということで、収納率100%ということになってございます。前年度を下に書いてございますが、同様100%と。続きまして、②洞爺給食センター、収入合計、調定額650万1千円で収入済額も同額ということで、同じく100%の収納率となっております。前年度も100%の収納率となっているものでございます。(2) 収支状況でございます。①虻田給食センター、収入総額2, 521万9千円に対し、支出総額2, 521万2千円で差引額7千円。これは次年度へ繰越し。②洞爺給食センター、収入総額650万1千円に対し、支出総額649万6千円で差引額5千円。次年度へこれについても繰越しということでございます。2、3ということで、それぞれ、運営委員会の議案を別紙1、2の別冊で資料をお配りしているところでございます。資料1の虻田給食センターの資料をお開きいただきたいと思っております。決算についてもそうでございますが、役員も変わりましたので役員の変更。それから、収支決算で、1ページは収支決算書で、こちら円単位で全て出しております。収入、支出で実際には7, 758円を次年度へ繰越し。2ページについては、それぞれ、学校の供給先の内訳を書いてございます。それから、3ページ、は、給食食材の購入先の内訳等が載っております。4ページは給食物資棚卸在庫表で、在庫金額でこれだけありますと。資料4につきましては、平均給食費、それから、1人当たりの平均栄養摂取量ということで、それぞれ、載せているものでございます。それから、6ページは監査報告。7ページにつきましては、食育指導の実施ということでございますが、7ページの3の調査実施と。アレルギーの関係でございますが、昨年度は虻田地区では、アレルギー調査でありますということで回答したのは、全体で8名と、虻小6名、虻中2名ということで8名いました。可能な限り、給食を作るときにその食材を入れないとか、例えば、牛乳であれば代替で麦茶を出すとか、そういう対応をします。本年度については7名申出がありました。1名減ってございます。虻小5名、虻中2名の7名の申出を受けているということでございます。それから、資料2につきましては、洞爺の議案でございます。洞爺の方につきましても一部、役員が代わってございますので、役員を選出させていただいたのと。それから、1ページから資料を載せてございますが、それぞれ、5ページ、6ページまでは同様の内容でございます。7ページに食育ということで載せてございますが、アレルギー関係は書いてございませぬが、洞爺地区のアレルギーについては、28年度13名申出がありましたが、重篤な子はいませんでした。13名中1名だけ、生の果物が食べられないという子がいて、それを加熱するか、缶詰だと食べられるということでしたので、そのような対応をしたと。残りの12名については、自分で除去するというので、対応できており問題ないということで聞いてございます。それから、本年度については、全体で同じ

く13名ということで、先ほどの生の果物を食べられない子というのは小学校6年生だったので今回、中学校に上がったので、同様の対応をすると。給食センターが主に対応するのはその子1人ということで、その他は自分で何らかの対応ができるというような状況になっているという報告を受けているものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、説明がございました。質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

給食費の収納率100%ということで、本当に職員頑張っていたいなというふうに思っております。

来栖委員

この生徒というか、父兄から集めたお金に町でいくらか足して、給食をもう少しよくするとかという予定はないですね。

天野教育次長

あくまでも私会計なので、いただいたお金で給食を作りますよと。ただし、それ以外、人件費、施設費等全て町が賄いますということでやっていますので。

遠藤教育長

その他いかがでしょうか。

◀「ありません」という人あり▶

それでは、報告第16号、平成28年度洞爺湖町学校給食会計決算について、報告のとおり承認することよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

承認いたします。

日 程 第 5

【 議 決 事 項 】

・ 議案第27号

遠藤教育長

19ページから日程第5、議決事項に入ります。

議案第27号、洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱の一部改正について、事務局説明をお願いいたします。

天野教育次長

議案第27号、洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱の一部を改正する訓令。洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱（平成29年洞爺湖町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正するものでございます。まず、改正の理由でございます。これについては、子育て支援ということで、本年4月から、保育料と私立幼稚園に通われている方々の保護者の皆さんの負担軽減と経済的な支援ということで利用者負担金2分の1ということで実施してございますが、私立幼稚園につきましては、これはとうやこ幼稚園でございます。子ども・子育て支援法ができたときに、私立幼稚園の利用者負

担金については、市町村で決めなさいということで、国が上限を定めてその範囲内で市町村が定めるということで、町で定めてございました。ただし、それまで、私立幼稚園で定めている金額があるので、それにより難いときは法施行から5年間は幼稚園で定めている額でいいですよという経過措置がございまして。ということで、実際の保護者の負担している分の2分の1を正確に負担しましょうということで、その部分を加えることでの改正をしたいというものでございます。それでは、新旧対照表で20ページでございまして。右側が現行で左側が改正案です。第3条（助成の金額）ということで、下線のところが改正のところでございます。「また、規則第2条第2項第1号にあっても同様とする。」という、「また」の前に、左側にいきまして、ただし書きを加えています。「ただし、規則附則第6項の規定により当該私立幼稚園で利用者負担額を定めている場合は、当該私立幼稚園で定めた利用者負担額（月額）の2分の1（当該算出額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。「また、」以降は同じでございます。規則附則第6項が、どのように定められているかといいますと、利用者負担額は平成26年度の保育料等の額が、町が定めた額よりも低い私立幼稚園、認定こども園については、子ども・子育て支援法施行5年まで各施設で定めることができると。経過措置が法律で決まっていますので、同じように町でも規則で定めてございますので、その分を適用することによって、実際の保護者が納めている2分の1できちんと助成しましょうということで、新たに加える形にするというものでございます。19ページに戻しまして、附則でございまして。この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、事務局から説明ございました。皆様から質疑をお受けしたいと思っております。

◀「ありません」という人あり▶

内容はわかりますよね。本来の規則上で定めている額より幼稚園側が低い利用料を設定しているのので、それに合わせて2分の1にするということでご理解いただきたいと思っております。

それでは、議案第27号、洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱の一部改正について、提案のとおり議決することでご異議ございませんでしょうか。

◀「なし」という人あり▶

議決いたしました。

続きまして、議案第28号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部改正について、事務局説明をお願いいたします。

天野教育次長

21ページでございまして。議案第28号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでござ

・議案第28号

います。洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部を改正する訓令。洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱（平成26年洞爺湖町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正するものでございます。まず、この改正の理由でございますが、これまで通学費関係で、他の支援がある場合は、本助成金の対象外とするということにしていたのですが、実態は実際に例えばお父さんがそちらに勤務地があつて、具体には、通勤手当をもらいますと。ただし、そんな大きな額ではないのです。なので、そういう場合についても、当然、通学費、通学にかかるお金とかかかっているわけで、そんなに大きな金額ではないということで、この助成から全てを対象外とするというのは、不合理であろうということで、この趣旨からすれば救ってあげることが必要であろうということで、そちらについても、もし、あつたにしても、内容にもよりますが、助成してもいいでしょうと。適当だということでその分を助成対象とするということにしたいということと、それから、もう一点、町税に滞納があつた場合は、これも対象外とするということにしていたのですが、ただし、年度のうちに、滞納をきちんと納付した場合はその年度の4月から助成しますよと。子どもたちに定期等買って、子どもを通学させているわけですから、それも助成の対象としないということも不合理であろうということで、そこも納めていただけた場合は、対象としましょうという考えの2点で改正をするというものでございます。それでは、22ページの新旧対象表。第2条（助成の対象）でございます。3項でございます。「通学及び下宿等に際して他の経済的支援や通学支援を利用できる場合は、本助成金の対象外とする。」とあるところを、「通学及び下宿等に際して他の経済的支援や通学支援を利用した場合は、当該支給額を対象経費から除くものとする。」と除くだけで助成の対象にしましょうということでございます。第4項でございます。「同一世帯の者が町税等を滞納している場合は、本助成金の対象外とする。」と、頭から対象外としているのですが、改正では「同一世帯の者が町税等滞納している場合は、助成の対象外とする。ただし、滞納していた町税等を納付した場合は、その納付した日の属する年度の4月から助成の対象とする。」というように改正するものでございます。21ページに戻りまして、附則でございます。この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行する。すいません。施行ではなくて適用です。申し訳ございません。訂正をいただきたいと思ひます。適用するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、説明がございました。質疑をお受けしたいと思ひます。

来栖委員

大谷高校に行きたいのに行けないから下宿するというのはどうなのですか。例えば、勉強ができるからラ・サール高校にというふうになつたとしても、下宿の分は見てくれるのですか。

天野教育次長

対象地域は決まっています、基本が西学区と留寿都等に限定です。ラ・サークル等は他の目的。もっと別なことでいきたいということでございますので、これからは対象外。

来栖委員

わかりました。

岩原委員

保護者の方から、この支援について何か特に、こういう部分も改善してほしいとか、例えば、うちらでいうと、洞爺地区でも高台地区と下台地区の人達とそういう話とか意見とかというのは特に出ていないのですか。

天野教育次長

申請いただいたときに、こういう場合はどうなるのかと、結構、皆さん達なので、でも、だいたいはこの中に収まるというか、基本は助成しましょうという前提でやっていますので対象外にすると基本的に考えていないので。ただ、例えば、成香であれば、ここのJRで洞爺に来たり、実際にはあるのです。洞爺水の駅に送るのだったらこっちに送った方が近いと。同じなので大したことはないからこちらに来るとか色々なケースがあるのですが、基本、全て対象としていますので、対象外で断ったというものがないので、今回の改正も、例えば、そういう例でこういう場合対象になりますかねということで、内部で相談してやはりそれは、かわいそうだろうということで、滞納についても、お子さんにはもう定期買って、たまたま、事情があって、滞納されていることもあり、運用だけはできない部分もありますので、そういうところはきちんと整理しているということです。

遠藤教育長

一応、保護者等からの相談に基づいて今回の改正もさせていただいたということでご理解いただきたいなと思っております。今後とも、そのような色々な問題が出てくれば、また、皆さまと協議しながら、できるだけ子どもにとって、いい形で進めていきたいなと思っております。

その他ございますでしょうか。

《「ありません」という人あり》

それでは、議案第28号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部改正について、提案のとおり議決することでご異議ございませんでしょうか。

《「なし」という人あり》

異議なしと認めます。議決いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

日程第6

【その他】

遠藤教育長

日程第6、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

《「ありません」という人あり》

<p>日程第 7 【 閉 会 】</p>	<p>特になければ、事務局ございますでしょうか。 ≪「ありません」という人あり≫</p> <p>遠藤教育長</p> <p>以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会平成 29 年第 3 回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p> <p>14 : 24 閉会</p>
--------------------------	---